

第2節 環境に優しい地域づくり

第1 循環型社会へ向けた取組

省資源、省エネルギーの取組の促進

省エネルギー化の促進

オフィスや家庭等の民生部門での省エネルギー行動を促進するため、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」の普及啓発を行いました。また、大気汚染防止法及び生活環境保全条例等に基づく規制・指導等に併せて、温室効果ガスの排出抑制につながる省エネルギー型施設の導入等について指導・啓発を行いました。

さらに、産業技術総合研究所においては、省エネルギー化を図るための研究開発を実施するとともに、中小企業や業界団体に対して、省エネルギーに関する技術指導・普及等を行いました。

また、(財)大阪中小企業振興センターにおいて、中小企業に対して、省エネルギーに関するセミナーを開催するとともに、情報提供・相談の受付、エネルギー合理化専門員による無料現地指導等を行いました。

省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組

「省資源・省エネルギー国民運動リーダー研修会」の開催、啓発リーフレットの作成・配付等を通じて、省資源・省エネルギーについての情報の提供及び府民の意識の向上を図りました。

大阪府省資源運動推進会議との共催による普及・啓発

民間レベルにおける省資源・省エネルギーの推進を図るため設置された「大阪府省資源運動推進会議」と連携し、グリーン購入についての啓発リーフレット・クリアホルダー等による普及・啓発事業を行いました。

省エネルギー計画書の提出指導

事務所、物販店舗、ホテル等の用途に供する床面積の合計が、2,000㎡以上のものについて、建築確認申請時に「省エネルギー計画書」の提出を指導し、建築物の熱損失の評価及び空調設備等のエネルギーの効率的利用に対する措置を求めています。平成12年度は、13件の計画書の提出がありました。

E S C O (Energy Service Company) 事業の推進

E S C O 事業導入方策基礎調査を行い、民間資金活用型 E S C O 事業の提案公募から契約に至る手法を整備しました。

また、府立母子保健総合医療センターで、全国自治体初の民間資金活用型 E S C O 事業の提案公募を行い、事業者を選定しました。

環境共生型エネルギーの利用促進

エコエネルギー都市・大阪計画の推進

府が率先して府有施設に太陽光発電・風力発電などのエコエネルギーや E S C O 事業を導入するにあたって、導入効果の試算、課題の整理など導入のための基礎調査を行い、その成果を「エコエネルギーが

いい！エコエネルギー導入のための手引き」としてまとめました。

また、新エネルギー、省エネルギー設備の導入状況の調査を実施しました。

地域冷暖房システムの導入促進

「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、環境共生型エネルギーの導入促進を含め、地域冷暖房システムの適正な導入について指導しました。

村野浄水場コージェネレーション事業の推進

村野浄水場において、高効率型天然ガスコージェネレーション設備から供給される電力・熱を活用し、環境負荷の少ない水づくりの推進を図りました。

村野浄水場太陽光発電設備の設置

村野浄水場において、沈澱池内の藻の発生を抑制するため、沈澱池上部に太陽電池パネルを設置し、平成13年3月から稼働しました。

阪南スカイタウンの太陽光発電施設、風力発電施設の活用

阪南スカイタウンの展望緑地に設置した太陽光発電施設、風力発電施設を利用して、自然エネルギー利用に関する啓発を行いました。

< 阪南スカイタウン



太陽光発電システム
村野浄水場（枚方市）
ほか、システムの紹

< 阪南スカイタウン



20kW) について、デ
水場見学者等に配布

廃熱利用と未利用エネルギーの活用

「大阪府廃熱の有効利用及び未利用エネルギーの活用の促進に関する指針」の普及啓発を行いました。

ごみ処理施設の余熱利用、ごみ発電の促進

ごみ処理施設の余熱利用、ごみ発電が促進されるよう、市町村への情報提供や技術的援助を行いました。

河川水熱エネルギーの活用

河川水の有する熱エネルギーを活用した地域冷暖房の導入について、事業予定者に対し、助言、指導を行いました。

水道施設における未利用エネルギーの活用

受水圧力エネルギー（郡家ポンプ場）及び水位差エネルギー（村野浄水場階層系浄水施設）を有効利用し、水力発電を行いました。

下水熱エネルギーの活用

大和川下流域下水道今池処理場等、3処理場において、ヒートポンプを用いて回収した下水熱エネルギーを管理棟の冷暖房に利用しました。また、淀川右岸流域下水道高槻処理場そばで汚泥処理の廃熱を活用した温水プール施設「番田熱利用センター」が供用中です。

大規模小売店舗立地法の運用

店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗（大阪市を除く。）の立地に関し、その周辺地域の生活環境保持のため、大規模小売店舗を設置する者により、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされるよう指導しました。

廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進・改定

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、府民・事業者・行政の果たすべき役割と具体的な行動をとりまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進するとともに、リサイクル関連法の理念を取り入れた減量化目標を新たに設定し、府民・事業者・行政が一体となってごみの減量化、リサイクルに取り組んでいくため、同プログラムを改定しました（平成12年6月）。

大阪府産業廃棄物管理計画の推進

事業者責任の原則のもと、「排出管理」「減量化」「適正管理」を基本目標とする「大阪府産業廃棄物管理計画」の推進に努めました。

化製場集約化の推進

化製場集約化を推進するため、組合が行う施設整備事業に対し、補助を行いました。

ごみ処理費用の適正負担のあり方など経済的手法の活用の調査・検討

（内容は、第2章第2節第4に前掲）

建設副産物の再生利用の推進

資源の有効利用を図るため、府有建築物の敷地内道路や駐車場の路盤材、舗装等については、原則として再生資材を使用しました。

剪定枝のリサイクル

地球温暖化やダイオキシン類の発生を防止するため、公園樹木や街路樹の剪定枝を焼却処分とせず、チップ化し、再利用を図りました。

大阪府流域下水道資源リサイクル計画（ミラクルプラン）の推進

処理水及び汚泥の有効利用を図るための施設を建設しました。

大阪府建設リサイクル行動計画の推進

府域ブロックにおいて、大阪府建設リサイクルブロック協議会を組織し、建設副産物についての情報交換により、建設発生土等の工事間流用に努めるとともに、ブロック協議会を通じ、発生抑制・再生利用の促進・適切処分の徹底を図りました。

水道残渣の有効利用の推進

三島浄水場の脱水ケーキを、グラウンド用資材として有効利用するため、その販売を(財)大阪府水道

サービス公社に販売を委託しました。また、水道残渣の有効利用や減量化などを図るための検討を行いました。

水道残渣の減量化

村野浄水場において高効率型天然ガスコージェネレーション設備から供給される熱を利用して、産業廃棄物として埋立処分を要する水道残渣を乾燥、減量化しました。

有機性廃棄物のリサイクル農業利用調査

食品残さ、もみがら、剪定枝等、有機性廃棄物の排出状況を実態調査するとともに、堆肥化処理物の肥料や土壌改良効果について、調査を実施しました。また、食品製造過程で生じる廃棄物のリサイクル飼料としての効果を調査しました。

環境共生建築技術の導入

「環境共生建築技術導入の手引き」及び「環境共生建築技術の導入指針」に基づき、予算的、技術的に可能なものについて、府有施設の建設に取り入れました。

経済的手段による環境負荷の低減

中小企業公害防止資金特別融資

(内容は、第2章第8節第3 に前掲)

中小企業低公害車等購入等購入資金特別融資

(内容は、第2章第8節第3 に前掲)

低公害車等普及促進の優遇税制

(内容は、第1章第2節第4 に前掲)

小規模企業者等設備資金貸付

(内容は、第1章第2節第4 に前掲)

ごみ処理費用の適正負担のあり方など経済的手法についての調査研究

(内容は、第2章第2節第4 に前掲)

第2 基盤の整備

緑と水の保全と創出

公園・緑地、道路等の公共施設の緑化の推進

「緑の中の都市」を形成するため、公園開設面積の拡大を図るとともに、道路緑化事業を行いました。

民間施設緑化推進事業の推進

(内容は、第4章第1節第1 に前掲)

ため池や河川環境の整備

ため池の快適環境づくりを進めるため、親水護岸や遊歩道の整備、多目的広場や池周辺の緑化工事を実施しました(その他内容は、第3章第2節第5 、 に前掲)。

森林の保全管理、森林造成事業の推進

能勢町ほか16市町村の森林を対象に、育成単層林整備(造林、下刈、除・間伐、枝打ち)、育成複層林整備(樹下植栽、下刈、改良)について事業を実施し、また、助成をしました。

都市構造、都市基盤の整備

阪南港阪南2区整備事業の推進

阪南港阪南2区において、既成市街地の住工混在を解消するための工場移転用地、ごみ処理を適正に行うための清掃工場用地、水辺環境を創出するための干潟・親水緑地等の整備を行い、快適な都市環境の創出を図るため、引き続き整備を進めました。

電気自動車等の低公害車の普及

環境への負荷の少ない電気自動車・天然ガス自動車等の低公害車の普及促進のため、「大阪府低公害車導入指針」に基づき、公用車への率先導入を図るとともに、民間企業・路線バス事業者への導入促進を図りました。

物流関連施設の適正配置等による貨物輸送の効率向上の促進

(内容は、第2章第1節第1 工に前掲)

公共輸送機関の整備、充実

(内容は、第2章第1節第1 才を参照)

ノーマイカーデーの推進

(内容は、第2章第1節第1 才に前掲)

土地の有効高度利用、職住近接化

低層木造建築物が密集し、道路等公共施設の整備が遅れている地区について、市街地再開発事業により建築物の高層化・共同化を行い、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新並びに公共施設の整備を総合的に推進しました。

また、都市基盤の未整備な地域について、土地区画整理事業により、土地利用の増進と公共施設の整備改善を行い、総合的に良好な市街地の形成を推進しました。

情報ネットワークの整備

府が蓄積してきた環境技術データベースを更新し、インターネット上のホームページ「大阪府環境技術情報」から、APEC諸国をはじめ世界各国へ情報発信を行いました。